

資料1 - 2	大阪府環境審議会 揮発性有機化合物・化学物質対策部会(第5回)
	平成18年9月1日

## 化学物質適正管理促進のための届出制度(案)の修正案

### 1.管理計画書・目標達成状況等報告書・緊急事態対処計画書について

#### 【第4回部会での意見等】

変更届が必要な判断基準が難しいので、運営するうえでは取扱量等報告と一体化したうえで、毎年報告にした方が、分かりやすい。

管理計画書は自主的取組みのためのものなので、その趣旨は伝わるよう明記していただきたい。

#### 【修正案】

##### (1) 届出区分の見直し

管理計画書を、内容に応じて「管理体制報告書」と「管理の改善報告書」とに区分し、目標達成状況等報告書の内容を「管理の改善報告書」の中に盛り込む。

管理体制報告書：作成したとき又は変更したときに届出

管理の改善報告書：毎年、P R T R等の届出の際に届出

##### (2) 管理体制報告書

化学物質の適正管理が、組織的かつ体系的に実施されるようにする仕組みである化学物質マネジメントシステムを構築するために必要な事項の届出を義務化する。

事業所に係る基本的事項

化学物質の管理の方針及び体制等に関する事項

##### (3) 管理の改善報告書

有害性のより低い物質への代替、排出量の削減などの環境リスクを低減するための措置が、体系的かつ継続的に実施されるようにする一連の自主的活動に関する仕組みであるP D C Aサイクルを効果的に機能させるために必要な事項の届出を義務化する。

化学物質取扱いに係る基礎的事項

管理の改善に係る基礎的事項

管理の改善に関する計画

目標達成状況

検証・評価の結果等

##### (4) 届出事項

届出事項については、自主的取組を促進することが目的であることを踏まえて、事業者の負担と届出義務を課すことによる効果を勘案し、必要最小限なものとする。

管理体制報告書における届出事項

##### -1 事業所に係る基本的事項

事業所の概要

- ・ 事業所の名称、所在地

- ・ 従業員数（事業者全体及び当該事業所）
  - ・ 業種（日本標準産業分類の中分類及び小分類）
- [ 届出事項には含めない項目 ]
- 対象化学物質の取扱場所を明示した事業所の平面図
  - 対象化学物質を取扱う工程のフローシート
- 2 化学物質の管理の方針及び体制等に関する事項
- 管理方針
  - 管理組織
    - ・ 管理組織図
    - ・ 管理責任者等の任務の概要
  - 従業員への教育・訓練の実施方法
  - 関係者への情報提供の方法
    - ・ 住民への情報提供
    - ・ 取引先への情報提供（MSDS等）
- [ 届出事項には含めない項目 ]
- 目的
- 管理の改善報告書における届出事項
- 1 化学物質取扱いに係る基礎的事項
- 対象化学物質の概要
    - ・ 取扱う対象化学物質の種類
    - ・ 取扱目的（用途）
- [ 届出事項には含めない項目 ]
- ・ 取扱場所
- 2 管理の改善に係る基礎的事項
- 取扱量を把握する方法
  - 環境への排出量・移動量を把握する方法
- 3 管理の改善に関する計画
- 管理の改善に関する目標
  - 計画期間
  - 目標達成のための実施計画
  - 実施計画の進捗状況の把握方法（指標項目等）
  - 検証・評価の方法
    - ・ 検証・評価の体制と手順
    - ・ 評価結果に基づく実施計画の見直しの体制と手順
- 4 目標達成状況
- 目標達成のために実施した対策の内容
  - 目標の達成状況

- 5 検証・評価の結果等  
事業者による検証・評価の実施状況と結果  
評価結果に基づく見直しの内容

#### 緊急事態対処計画書における届出事項

- 1 化学物質に係る事故発生に備えた基礎的事項  
対象化学物質の貯蔵状況  
取扱う化学物質ごとの危険性、有害性の評価結果  
配慮施設の位置を明示した事業所の付近見取図  
[ 届出事項には含めない項目 ]  
貯蔵場所を明示した事業所の平面図
- 2 未然防止対策の方針
- 3 緊急事態発生時の対応マニュアル

## 2.事故時の報告について

### 【第4回部会での意見等】

事故時の報告をもらった際に、届出対象外の事業者についても、あわせて通常時の使用量や取扱量をとるということは可能か。

### 【修正案】

事故の検証等を行うためには、取扱量等化学物質に関する基礎的情報が不可欠であるが、取扱量等の届出の届出要件に該当しない事業所についても、取扱量等の情報の入手を可能にするため、届出事項に「取扱量等に関する事項」を追加する。  
届出事項（事故時の報告）

#### 応急措置等に関する事項

##### 事故の状況

- ・ 事故の発生経緯
- ・ 飛散・漏洩等に係る対象化学物質の種類
- ・ 周辺環境への飛散・漏洩等の状況
- ・ 被害状況

##### 応急措置の実施状況

#### 取扱量等に関する事項

製造量、使用量その他の取扱量（前年度の推定値）

排出量及び移動量（前年度の推定値）

##### その他

- ・ 化学物質の取扱目的（用途）
- ・ 従業員数（事業者全体及び当該事業所）
- ・ 業種（日本標準産業分類の中分類及び小分類）

事業所で取扱う全ての対象化学物質について記入する。（届出要件として定め

る年間取扱量のすそ切りに満たない対象化学物質を含む。)

化管法によるP R T Rの届出又は府の取扱量等の届出をしている化学物質については不要である。

#### 改善計画等に関する事項

##### 事故の検証結果等

- ・ 事故の発生原因
- ・ 事故の検証結果
- ・ 環境中に排出した対象化学物質の種類及び量
- ・ 周辺環境の汚染状況

周辺環境を汚染した場合は浄化対策の実施計画

事故の再発防止のための改善計画

### 3.情報公開について

#### 【第4回部会での意見等】

緊急事態対処計画書は情報公開の必要性が他よりも高いと考えられるので、情報公開の扱いについても特段の配慮が必要ではないか。

#### 【修正案】

##### 情報公開（緊急事態対処計画書）

（修正前） 個別の緊急事態対処計画書の情報開示については、計画書の提出にあたって、事業者が開示の可否について記入することとし、事業者が非開示を求めた情報を除き、大阪府情報公開条例の規定に則り開示するものとする。なお、事業者が非開示を求めた情報の開示については、大阪府情報公開条例の定めるところにより、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものかどうかを判断する。

（修正後） 個別の緊急事態対処計画書の情報開示については、計画書の提出にあたって、事業者が開示の可否について記入することとし、事業者が非開示を求めた情報を除き、大阪府情報公開条例の規定に則り開示するものとする。なお、事業者が非開示を求めた情報の開示については、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは公開しなければならないものであるので、災害発生時等における重大な被害を防止するという公益上の利益と公開することによる公正な競争の原理の侵害との比較衡量を行った上で判断する。